

平成29年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第4号）

平成29年12月8日（金）

午後1時30分 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 |

日程第1 会議録署名議員の指名

【 議案第34号～議案第39号 審査結果報告・討論・採決 】 |

日程第2 議案第34号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第35号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）

日程第4 議案第36号 平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第5 議案第37号 葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部
を改正する条例

日程第6 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて

【 議案第40号～議案第44号・同意第2号 上程・説明・討論・採決 】 4

日程第8 議案第40号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第41号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第3号）

日程第10 議案第42号 平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第1号）

日程第11 議案第43号 平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

日程第13 同意第2号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることに
ついて

【 議員派遣の件 】 13

日程第14 議員派遣の件について

平成29年葛巻町議会12月定例会議 会議録 (第4号)

議事日程告示年月日	平成29年11月22日(水)					
再開年月日	平成29年12月1日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成29年12月8日(金) 開議13時30分 散会14時15分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣		7番	山岸はる美	
会議の書記	議会事務局長	服部隆行		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	檜木幸夫
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	教育委員長	竹川高行	建設水道課長	中山優彦
	農業委員会会長	深澤進	教育委員会事務局教育次長	山下弘司
	代表監査委員	馬渕文雄	病院事務局長	松浦利明
	教育長	中田直雅	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課室長	大久保栄作	総務企画課財政係長	近藤桂太
	住民会計課長	村中英治		

(開議時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び7番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から、日程第7、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの6議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により、報告します。

議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第37号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のとおり報告いたします。

平成29年12月8日。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会審査報告書を、ご覧願います。

お諮りします。

議案第34号から議案第39号までの6議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、日程第2、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第37号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第37号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第38号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第8、議案第40号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)から、日程第13、同意第2号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてまでの6議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から同意第2号までの6議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

同意第2号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、九戸郡洋野町種市第43地割101番地の10。氏名、吉田信一。生年月日、昭和36年4月16日生まれでございます。現教育長の任期満了に伴う新教育長の任命に対し、同意を求めるものでありまして、任期につきましては、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間でありまして、経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

議長(中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長(丹内勉君)

続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書と議案資料1ページの方ですが、ご準備をお願いいたします。

議案第40号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)でございます。

今回、追加提案でお願いいたします補正予算案は、いわゆる人事院勧告に対応しました国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案が先ほど成立しましたことを受けまして、一般職の職員の給与及び議員、常勤特別職の期末手当の増額、併せて、

職員の人事異動等に伴う分の給与費等の調整を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳出予算の補正は、今回は歳出のみでございまして、歳入及び総額に変更はございません。

4ページをお願いいたします。

節ごとの内容等につきましては5ページ以降でございまして、今回の補正は全部の課にわたって人件費に係る予算科目のみでございまして、款別の補正の状況をご説明申し上げます。

補正額の欄でございまして、増額となるものが、2款、総務費の16,104,000円、4款、衛生費の3,712,000円等を合わせて21,153,000円、減額が、1款の議会費1,713,000円、6款の農林水産業費3,400,000円等、合計で6,107,000円の減となりまして、差し引き、不足する財源15,046,000円を予備費をもって充てるというものでございます。

17ページをお願いいたします。

最初に特別職に係る補正内容でございまして、一番下の比較の欄でございまして、議員の報酬が1,005,000円の減、期末手当は三役、議員とも0.1月分、合わせまして353,000円の増、これに、右の方にございまして共済費122,000円の増を加え、差し引き、特別職分は530,000円の減となるものでございます。

18ページをお願いいたします。

一般職に係る分でございまして、上の(1)総括の表の比較の行でございまして、給料が1,068,000円の減、職員手当が10,416,000円の増、共済費が6,228,000円の増、差引合計で15,576,000円の増となるものでございます。このうち、職員手当10,416,000円の増の内訳につきましては、下の表に手当別に整理してございまして、ご確認をお願いいたします。

また、増減の主な要因でございまして、19ページの方をお願いいたします。

給料につきましては、人事院勧告に対応しました給与改定分が892,000円の増、今年度の昇級に係る分が1,151,000円の増、人事異動等による調整分が3,111,000円の減、また、職員手当につきましては、人事院勧告対応、制度改正分が3,016,000円の増、その他増減分として、人事異動等による調整分が1,000,000円の減、その他手当は8,400,000円の増となっているものでございます。なお、その他手当につきましては、時間外勤務手当でございまして、実績を申し上げますと、実績見込みとしましては、27年度、28年度の実績に比べまして、それぞれ1,000,000円から2,000,000円程度下回る見込みと見ているものでございます。

制度改正の内容等につきましては、条例案件でご説明申し上げます。

次に、国保会計をお願いいたします。

議案第41号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございまして、

国保会計分につきましても、一般会計と同じく、人事院勧告に対応しました法改正及び人事異動等を受けての給与費の調整でございまして、

1ページでございまして、第1条の歳出予算の補正は、国保会計も歳出のみでござい

ます。

3ページをお願いいたします。

1款の総務費で647,000円を減額し、12款の予備費に同額を増額し、調整を図るものでございます。

5ページをお願いいたします。

上の方の表の比較の行でございますが、給料、職員手当、共済費、いずれも減額であり、総額647,000円を減額するものでございます。

下の表ですが、職員手当345,000円減の内訳でございます。また、次の6ページには増減の主な要因等を載せてございます。ご確認いただければと思います。

補正予算は以上でございますが、次に条例案件でございますが、議案集に戻っていただきまして、1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、議案資料でご説明申し上げます。議案資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、先ほど補正予算でも触れましたが、いわゆる人事院勧告に対応しました国の給与改正法案が成立しましたことを受けまして、国の法改正に準じての改正でございます。

2の改正条例名でございますが、今回改正する条例は全部で3本ございまして、改正条例案本文の第1条、第2条で一般職の職員の給与に関する条例を、第3条、第4条で議会の議員の議員報酬等に関する条例を、第5条、第6条で常勤特別職の職員の給与に関する条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

3の改正の概要でございます。上の方の表の(1)の部分ですが、一般職に関するものでございまして、1段目の初任給調整手当の引き上げは、医師等が対象の初任給調整手当につきまして、支給限度額を500円引き上げて、414,300円にするものでございます。施行日は、公布の日からとし、4月1日に遡っての適用とするものでございます。

次の給料月額引き上げは、改正条例案の別表の部分でございます。いわゆる給料表の改正でございます。民間給与との格差を埋めるために、給料月額を、初任給、若年層は1,000円程度、その他は400円程度、率にして、平均0.2パーセント引き上げるものでございます。施行日は、同じく、公布の日からとし、4月1日に遡っての適用でございます。

次が、勤勉手当の引き上げで、民間の支給割合に見合うよう、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。公布の日から施行、12月1日からの適用とし、今年度は12月期分にまとめて0.1月分を加算します。来年度以降の支給月数につきましては、次の段の勤勉手当の支給月数の調整の部分でございますが、6月期、12月期とも0.9月ずつになるように等分にする措置を講じるものでございます。施行日は、30年4月1日からでございます。

下の(2)の表が、議員及び三役の期末手当に関する改正でございます。

改正内容は、一般職に準じて支給月数を0.1月引き上げて、今年度は12月期で支給

するものでございます。来年度以降につきましては、下の段、期末手当の支給月数の調整の部分でございますが、6月期、12月期にそれぞれ0.05月ずつ均等に配分されるよう措置を講じるものでございます。施行日につきましても、それぞれ一般職に準じて設定しているものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

議案第42号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告による給与改正及び人事異動によるものでございます。

第2条、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。医業費用につきましては、8,704,000円を増額いたしまして、1,030,363,000円とするものでございます。医業費用が1,334,145,000円となるものでございます。

第3条、当初予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。いわゆる他の科目に流用する場合の上限額を定めるものでございまして、職員給与費につきましては、8,704,000円を増額いたしまして、554,183,000円とするものでございます。

次のページをご覧ください。2ページでございます。

収益的収入及び支出の部でございますが、支出でございます。給与費が、給料、減額の1,496,000円、手当につきましては増額となります8,368,000円。法定福利費は2,093,000円の増額、退職給与金につきましては261,000円の減額となるものでございます。

8ページをご覧ください。

ただいまの総括表でございます。給与費につきましては、職員数が1名減ということで、これは8月31日をもちまして、看護師1名が退職しているものでございます。給与、それから、職員手当、退職給与金、法定福利費、先ほど説明したものと同額となるものでございます。

続きまして、9ページになりますが、8ページの職員手当の8,368,000円の詳細について、補正前、補正後と比較したものでございます。特に、時間外勤務手当につきましては6,000,000円の増額をお願いするものでございます。病院の新築移転に伴う業務量の増が主な要因となっているものでございます。

次のページ、10ページをご覧くださいと思いますが、給料と職員手当の増減額の明細でございます。

給料につきましては、給与改定に伴う増減分が164,000円の増、人事異動による昇級

に伴う増加分が319,000円の増、その他の増減ということで、先ほど申し上げました1名退職の分がマイナスになりますが、減額で1,979,000円となるものでございます。

職員手当につきましては、制度改正、人勸の分が1,777,000円、その他の増減分ということで6,591,000円となるものでございますが、人事異動、その他の手当の増減の6,924,000円には、先ほど申し上げた時間外手当のほか、管理職手当、児童手当等が含まれるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書の補正でございますけれども、一番上の当期純利益でございますけれども、補正後の額が359,566,000円ということで、減額予算、今回8,704,000円の減額となるものでございます。いわゆる給与の改定を支出の方のみの補正でございますので、その同額分が減額するというようになるものでございます。

それから、営業活動によるキャッシュフロー8,261,000円の増額、それから、投資活動によるキャッシュフロー32,240,000円の増額ということで、財務活動によるキャッシュフローについては変更がございません。

これらの三つの要素を足しますと、一番下をご覧くださいと思いますが、資金の期末残高になりますけれども、当初の予算では622,630,000円みておりましたけれども、マイナスの23,979,000円、いわゆるキャッシュ、現金が少なくなることでございまして、598,651,000円になるものでございます。

それから、次のページ、6ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、負債の部、資本の部とありますけれども、資産の部につきましては、マイナスの176,000円となります。それから、負債につきましては1,544,000円の増額ということになります。したがって、ここの当年度末処分利益剰余金というのをご覧くださいと思いますが、△になっておりますので、ここは欠損金となるわけでございますが、累積の欠損金が782,792,000円ということで、前回の予定の貸借対照表より欠損金が1,720,000円増えるというような今回の貸借対照表の補正でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

それでは、議案第43号、平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

まず、1ページについて、ご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。支出でございますが、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用406,000円増額し、178,277,000円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。支出でございますけれども、1

款、水道事業費用、1項、営業費用、2目、総係費、1節、給料、2節、職員手当等、5節、法定福利費でございますが、人事院勧告に基づきました改正などによりまして、合わせて406,000円増額とするものでございます。

4ページ以降のキャッシュフロー計算書及び8ページ以降の給与費明細書につきましてはお目通しをいただき、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、簡単ですけども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第40号から同意第2号までの6議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、ただちに質疑に入ります。

はじめに、日程第8、議案第40号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第39号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第41号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第41号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第42号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第42号、平成29年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第43号、平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第43号、平成29年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

今回の一般職の職員の給与改正でございますが、すべて人事院勧告によるというようなものでございますが、職員の給与でございますが、代表されるものとして一般行政職が挙げられ、今回の給与改定についても全部、この給料表も、このように改定になっているところでございます。渡っております資料の4ページをお開きいただきますと、行政職の一般行政職、最高号給で6級の85が最高額であろうと思っておりますが、現在、ここまで給与支給になっている職員、あるいは以上の方はどのくらいおられるのか、お伺いしたいと思っております。

それから、この最高号給者と、現在の教育長の給与を比較した場合には、どのような状況になるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

すみません。聞き漏らしがあるかと思いますが、回答いたします。

ひとつ、最高号給は6級制でございますが、1名、6級該当者でございます。

すみません、あと、もう一度質問をお願いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長との給与の。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

教育長の給与は、534,000円になってございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

年間給与額で比較した場合どのような、これを一つひとつ比べるのではなくて、全体の年間の教育長の給与費と、この一般行政職の最高号給者の給与と比べてどうですかと。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

すみません。試算していませんので、今、試算しますので、少しお待ちください。

議長（中崎和久君）

暫時休憩します。

（休憩時刻 14時04分）

（再開時刻 14時07分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開をします。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

大変失礼いたしました。

この改定に伴っての試算に置き換えますと、教育長の給与は8,406,000円あまりになります。それから、一般職の一番高いのが8,096,000円でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、同意第2号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第14、議員派遣の件についてを、議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております、議員派遣の件をご覧願います。

葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで、平成29年葛巻町議会12月定例会議を終了します。

今回は、3月第1金曜日の2日に再開することとします。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 14時15分)